

分担金・拠出金の名称		国際刑事裁判所(ICC)新庁舎建築費分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	158,601千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		国際刑事裁判所(ICC)	分担金			B
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪といった国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づき訴追・処罰するために2002年に設立された歴史上初の常設の国際刑事法廷。裁判所はハーグに所在し、同裁判所の設立条約である「国際刑事裁判所に関するICCローマ規程」の締約国数は124か国。 (2)拠出に当たっての成果目標 国際刑事裁判所の活動に必要なとなる刑事法廷及び関連設備を備えた新庁舎を建設することを目標とする。 なお、ICC本庁舎監理委員会(2016年末に解散)において、他の主要財政拠出国と協調しつつ、工期のスケジュール管理を行うと共に、建築予算の執行状況を関連書類もあわせて確認し、不必要な予算を抑えるよう監督してきた結果、2016年中に建築完成後の追加工事が終了し、同年11月に最終的な建築金額が確定した。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・ICCは、唯一の常設国際刑事法廷として、現在9か国における10の事態を扱い、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人の刑事責任を追及すべく、質の高い捜査と実効的な裁判を実施しており、捜査から被疑者の逮捕、裁判、刑の言い渡しまでの刑事司法サイクルを実現するよう尽力している。また、上記とは別の10の事態について、ICCが捜査を行う条件が整っているかについての予備的検討も同時に進めている。 ・ICCは、これらの事態について、捜査・訴追状況をウェブサイトで公表している。 ・ICCは2002年の設立以来、オランダ政府から無償貸与される仮庁舎において裁判を初めとする諸業務を行ってきたが、2013年から新庁舎の建築が開始され、2015年12月に同庁舎が完成した。2016年から新庁舎での活動が開始され、裁判部、検察局、書記局の業務の他、法廷での公判審理、会議室での締約国作業部会等も頻繁に開催され、施設が活用されている。 ・ICCは、裁判所として独立して捜査、裁判を行っているが、国連との間の協定に基づき、ICCから国連への活動報告、事態国における治安協力等を行っている。 ・ICCの目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配の確立を促進する観点から、日本はICC締約国会議において強い発言権を維持することにより、ICCの適切な運営を監督・支援してきた。 ・具体的には、締約国会議の下に設置された、法律問題や裁判所の運営にかかる事項を扱う関連作業部会において共同議長やフォーカルポイントを務めるほか、議長団会合を含む全ての会合・委員会等に出席し、議論を牽引してきている。 ・日本は、本庁舎建築の予算及び建築工程を管理するために設置された本庁舎監理委員会にメンバーとして参加し、2016年末に同委員会が解散するまでの間、同委員会への参画を通じて、建築予算の審査、工期のスケジュール管理等を行い、不必要な予算を抑えるよう監督してきた。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・ICCは執行済みの予算に係る外部監査結果を公表しており、2015年決算については、2016年6月に実施された外部監査の結果、監査報告書が同年8月に加盟国に配布された。また、同監査報告書は同年11月の締約国会議に提出され、ICCウェブサイトでも公表されている。 ・なお、2016年までの庁舎建築予算の執行状況の詳細については、全体の監査報告とは別に、本庁舎監理委員会による報告書が同年11月の締約国会議に提出、公表された。 ・新庁舎建築は、庁舎建築を統括するICCの責任部署(計画監督者事務所)が、ICC内部における各種調整、ホスト国であるオランダ政府との財政マネジメント協力(建築に際しては一部オランダ政府からローンを貸与)、締約国との各種調整(建築費用の支払状況の管理等)を行ってきた。 ・一方、締約国で構成され、我が国も参加する本庁舎監理委員会は、新庁舎建築オフィスの業務を監督し、建築の進捗、予算の執行状況等について毎月報告を受け協議を行ってきた。(これらの事務所及び委員会は庁舎建築事業の完了を受けて、2016年末に解散。) ・庁舎建築事業について、2016年1月に外部監査法人による監査が実施された。同外部監査では、建築予算の推移及び予定どおり工期が終了し移転が行われたことについて、妥当であると評価した。同監査報告書は、2016年3月に締約国に配布され、同年11月の締約国会議に提出、公表された。 ・日本は、本庁舎建築費分担金の最大拠出国(分担率約17.2%)として、適正執行を確保する観点から、本庁舎監理委員会に参加し、本庁舎建築にかかる拠出の透明性確保や予算抑制に努めてきた。また、財務の専門的見地から評価を行う予算財務委員会(我が国から常時委員を派遣)との連携を図ると同時に、締約国会議や関連作業部会においても積極的に議論を牽引し、拠出金の使途が適正か否かにつき、他の主要拠出国と連携して厳しく監督を行ってきた。				

II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追・処罰を行っており、日本の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使われている。このことは、日本の外交政策の柱である国際社会における法の支配の促進に貢献するものである。 ・新庁舎建築費は締約国の分担金によって賄われており、日本の分担率は、124か国の締約国中トップ(約17.2%)であり、ICCは日本の財政的貢献なしには新庁舎建築は困難であった。 ・日本は、本庁舎監理委員会及び締約国会議における建築予算審議及びICC側責任部署との協議を通じて、他国とも協調しつつ、建築費用の透明性確保や予算抑制に務めてきた。 ・2016年には書記が、2017年には裁判所長が訪日し、政務レベルを含む政府関係者との意見交換・協議において、日本のICCに対する立場、貢献等について先方にハイレベルで伝達したほか、国内主要大学での講演等をそれぞれ行い、ICCの活動及び日本の貢献について対外発信を行う良い機会となった。 ・日本は、本庁舎監理委員会及び締約国会議における建築予算審議及び新庁舎建築監督者オフィスとの協議を通じて、他国とも協調しつつ、建築費用の透明性確保や予算抑制に務めてきた。 ・国際社会における法の支配の強化は日本の外交政策の柱の一つ。ICCによる最も重大な犯罪の訴追・処罰を支援することにより国際の平和と安定の維持に貢献するものであり、そのための庁舎を建築することは有益。
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・ICCにおいては、日本人職員(専門職以上)が7名おり、全職員数(専門職以上)に占める割合は1.6%となっている(望ましい職員数の水準は約10%)。前年同期比の日本人職員数は4名であったが、2016年に新たに日本人職員の採用が進んだことによるもの。 ・Dレベル相当以上の幹部クラスでは、2016年にD1レベルで日本人1名が採用された。(以上はいずれも2017年3月現在。) ・ICCの裁判官、委員等選挙によるポストにおいては、継続的に我が国出身者を輩出。裁判官(全18名)については2007年の加盟以来一貫して輩出し、現職の尾崎久仁子裁判官は2015年3月から裁判所第二次長を務める。 ・予算財務委員会(外部専門家で構成し予算審査等を実施、全12名)においては、2009年以降継続して委員を派遣しており、現職は小寄仁史委員。 ・裁判官指名諮問委員会(裁判官候補の資質評価を実施、全9名)においては、2015年11月に我が国の福田博委員が再選し、現在2期目を務める。 ・2016年1月には、ICC締約国として初のJPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)派遣取決めに署名し、2016年度の選考試験で採用された2名のJPOが2017年中にICCに派遣される予定。 ・ICCは、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の日本人職員数を41名～55名と算出しており、日本人職員は7名在籍しているため、現時点では望ましい水準に達していない。ただし、ICCにおける意思決定は締約国会議で行われるものであり、日本人職員の数はかかる意思決定に直結していない。 ・ICCの意思決定機関である締約国会議において、日本は、締約国会議の補助機関である議長団会合に一貫して議席を確保しており、締約国会議の運営に関わる重要事項の議論・決定に関わってきている。また、全ての作業部会等に出席し(一部の作業部会等では共同議長やフォーカルポイントを務める。)、議論に積極的に参加し、意思決定に影響力を有している。 ・2016年にICC書記が訪日した際には、国内主要大学で講演し、学生や若手研究者を対象にICCでの業務等について語り、意見交換をする機会を持った。また、訪日の際に、日本との間で、ICCとして初のJPO派遣取決めに署名した。 ・在外公館を通じて、随時、書記局幹部や人事担当部門との間で意見交換を行っており、日本人の応募者がある際には、書記局への働きかけを行っている。また、外務本省においても、ICC幹部と接触する機会に、日本人職員増強に関する申し入れを行っている。
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN: 本庁舎建築予算は締約国会議で承認されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることができる。 DO: 独立した建築専門家で建築全体を統括するプロジェクト・ディレクター及び工事請負責任者であるプロジェクト・マネージャーの監督・指揮の下で本庁舎の建築を実施。 CHECK: 本庁舎監理委員会での支出及び工事の進捗状況確認。また、予算財務委員会及び締約国会議において建築予算執行状況が確認されるほか、外部監査が行われている。 ACT: 本庁舎監理委員会及び締約国会議において、コスト削減策等を審議。 ・新庁舎建築費用は、費用総額、各加盟国の支出割合とも確定しており、また、建築作業も終了している。
担当課室名		国際法課